

静岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、身体障害者手帳の交付の対象とならない聴覚に軽度又は中等度の障害がある18歳未満の者（以下「難聴児」という。）の言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を図り、もって難聴児の健全な育成に資するため、補聴器又は附属物品（以下これらを単に「補聴器」という。）を購入する難聴児の保護者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす難聴児の保護者とする。ただし、その者及びその属する世帯の他の世帯員について、助成金の交付申請を行う月の属する年度（助成金の交付申請を行う月が4月から6月までの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上であるときは、助成の対象としない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 両耳の聴力が原則30デシベル以上70デシベル未満であること。
- (3) 身体障害者手帳の交付対象ではないこと。
- (4) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した病院の耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という。）が、補聴器を装用することにより言語の習得等の効果が一定程度期待できると判断した者であること。

(助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、専門医の診断により適当と認められた機能を有する補聴器を、助成対象者が新たに購入し、又は別表に定める補聴器の耐用年数以上の期間の経過による損耗を理由として再度購入する事業であって、市長が必要があると認めるものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により耐用年数を経過する前に補聴器を再度購入する事業は、助成事業とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を受ける場合は、助成事業としない。

(助成対象経費及び基準価格)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び1台当たりの基

準価格は、別表に定めるところによる。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表に定める助成対象経費の額と基準価格を比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者が属する世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永久帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項に規定する支援給付を受けている同法第13条第2項の特定中国残留邦人等が属する世帯又は世帯員全員が市民税非課税となる世帯に属する場合の助成金の額は、別表に定める助成対象経費の額と基準価格を比較していずれか少ない額とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 難聴児補聴器購入費助成金に関する意見書(様式第2号)
- (2) 調査書(様式第3号)
- (3) 補聴器の見積書
- (4) 申請者及び当該申請者の属する世帯の構成員の収入の状況を証する書類及び申請者の属する世帯の住民票の写し(これらの書類を市が発行する場合であって、収入の状況及び世帯状況について市が調査することについて同意する場合を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、調査書を作成するとともに、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。この場合において、申請者が第12条の規定に基づく代理受領の手続(以下「代理受領方式」という。)に拠ることを申し出た場合は、難聴児補聴器購入費助成券(様式第5号)を添えるものとする。

2 前項後段の規定により助成券の交付を受けた者は、補聴器を購入しようとするときは、第12条第1項の登録業者に対し難聴児補聴器購入費助成券を提示するものとする。

(助成の中止の届)

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、やむを得ない理由により助成事業を中止するときは、難聴児補聴器購入中止届出書（様式第6号。代理受領方式を利用する場合にあっては、前条第1項の規定により交付を受けた難聴児補聴器購入費助成券を添えるものとする。）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 助成事業者は、助成事業を行ったときは、速やかに難聴児補聴器購入費助成事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）当該補聴器を購入したことを証する書類
- （2）代理受領方式を利用する場合にあっては、難聴児補聴器購入費助成券（受領者氏名欄に受領者の署名があるもの）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、その報告に係る助成事業の成果が助成事業の決定の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、難聴児補聴器購入費助成金交付確定通知書（様式第8号）により当該助成事業者に通知するものとする。

（請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（代理受領）

第12条 助成事業者は、静岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の代理受領に係る補聴器業者の登録等に関する要綱（平成25年4月1日施行）に基づく登録業者から当該補聴器を購入する場合は、助成事業に係る実績の報告、助成金に係る交付確定通知の受領並びに助成金の請求及び受領に係る権限を、当該登録業者に委任することができる。

（協力要請等）

第13条 市長は、補聴器購入費助成事業の適正な運営を図るため、必要に応じて補聴器の利用状況等に関する調査を行うものとする。この場合において、助成事業者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補聴器購入費の助成に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補聴器の種類		助成対象経費	一台あたりの基準価格	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型及び高度難聴用ポケット型		補聴器本体（電池を含む。）及びイヤーマールド購入費	<u>45,792円</u> <u>(36,252円)</u>	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型及び高度難聴用耳かけ型			<u>56,074円</u> <u>(46,534円)</u>	
重度難聴用ポケット型			<u>68,688円</u> <u>(59,148円)</u>	
重度難聴用耳かけ型			<u>80,878円</u> <u>(71,338円)</u>	
耳あな型（レディメイド）			<u>101,760円</u> <u>(92,220円)</u>	
耳あな型（オーダーメイド）			<u>145,220円</u>	
骨導式ポケット型			補聴器本体（電池を含む。）、骨導レシーバー及びヘッドバンド購入費	
骨導式眼鏡型		補聴器本体（電池を含む。）及び平面レンズ購入費	<u>134,832円</u> <u>(3,816円)</u>	
附属物品	F M型受信機	機器購入費	<u>84,800円</u>	原則として5年
	F M型用ワイヤレスマイク		<u>103,880円</u>	
	オーディオシュー		<u>5,300円</u>	
	イヤーマールド	購入費	<u>9,540円</u>	なし

(注)

- 1 基準価格の欄における括弧内の金額（骨導式眼鏡型を除く。）は、イヤーマールドを必要としない場合の基準価格とする。
- 2 骨導式眼鏡型に係る基準価格の欄における括弧内の金額は、平面レンズを必要としない場合に平面レンズ1枚につき基準価格から控除する額とする。

様式第1号（第6条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所

申請者 保護者氏名 ㊟

（対象児童との続柄）

電話番号

助成金の交付を受けたいので、静岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象児童	住所			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
購入する補聴器	別紙「意見書（様式第2号）」及び見積書のとおり			
購入予定の補聴器業者				
収入状況等に係る調査への同意について	補聴器購入費の助成申請の決定のため、対象児童及び対象児童の属する世帯の構成員の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧、することについて同意します。 世帯主氏名 _____ ㊟ 対象児童との続柄 _____ 世帯員氏名 _____ ㊟ 対象児童との続柄 _____ 世帯員氏名 _____ ㊟ 対象児童との続柄 _____ 世帯員氏名 _____ ㊟ 対象児童との続柄 _____ ※上記のほかに世帯員がいる場合は、備考欄に記入してください。			
世帯の状況	生活保護・市町村民税非課税世帯 ※該当する場合は○を付けてください。			
代理受領方式の利用の有無	利用する ・ 利用しない ※いずれかに○を付けてください。			

備 考	
-----	--

(添付書類)

- 1 難聴児補聴器購入費助成金に関する意見書（様式第2号）
- 2 調査書（様式第3号）
- 3 補聴器の見積書
- 4 申請者及び当該申請者の属する世帯の構成員の収入の状況を証する書類及び申請者の属する世帯の住民票の写し（これらの書類を市が発行する場合であって、収入の状況及び世帯状況について市が調査することに同意する場合を除く。）

難聴児補聴器購入費助成金に関する意見書（ABR・ASSR・OAE・COR検査用）

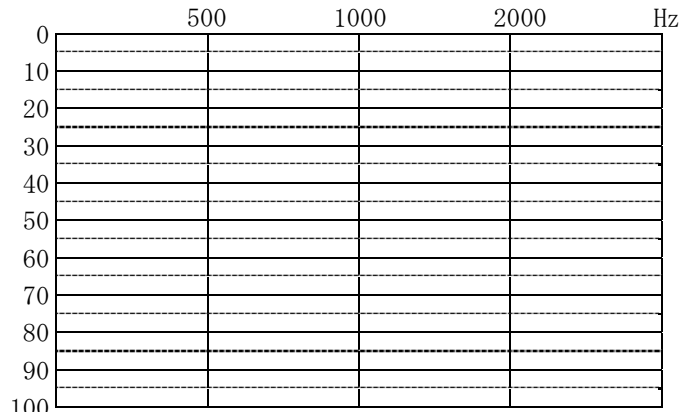
対象児童	氏名		生年月日	年	月	日
	住所					歳
原因となった 疾病・外傷等	【具体的な原因疾病・外傷名】					
	ABR・ASSR 閾値	(年	月	日実施)	右 dB 左 dB
	ABR・ASSR 閾値	(年	月	日実施)	右 dB 左 dB
	ABR・ASSR 閾値	(年	月	日実施)	右 dB 左 dB
	OAE (TEOAE・DPOAE) の反応 有・無 ※直近の検査結果を添付してください。					
	聴力レベル (右 dB) (左 dB)					

現 症

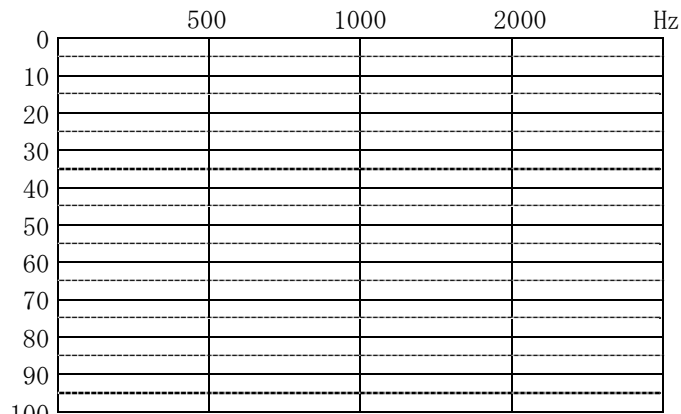
※ ASSR 閾値は、周波数 500・1,000・2,000Hz の音に対する値を、各々 a・b・c とし、 $(a+2b+c) / 4$ により算出してください。

※ 検査結果は検査方法に○を、直近3回の検査結果を時系列で検査年月日及び結果を記入してください。

COR

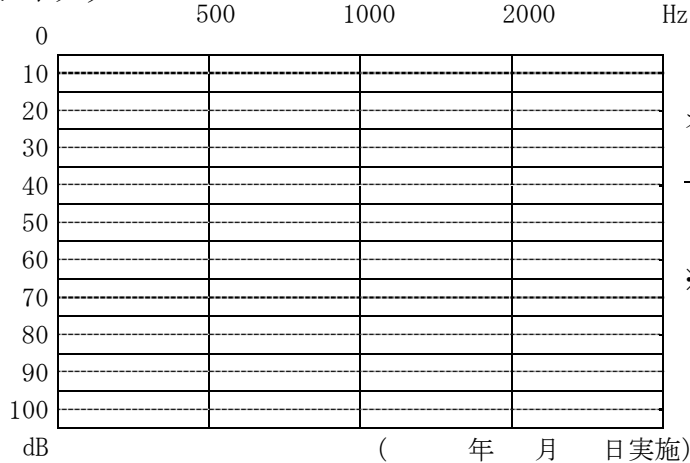


(年 月 日実施)



(年 月 日実施)

オーディオグラム



オーディオメーターの形式

※ 気導・骨導聴力を御記入ください。

(年 月 日実施)

(裏面)

障害の状況	現在の会話・コミュニケーションの状況を記載してください。
-------	------------------------------

必要とする補聴器の装用耳の欄に○をお書きください。

名称	右	左	対象者
軽度・中等度難聴用ポケット型			30～70dBの難聴に対応できる補聴器が必要な方
軽度・中等度難聴用耳かけ型			
高度難聴用ポケット型			70dB以上の難聴に対応できる補聴器が必要な方
高度難聴用耳かけ型			
重度難聴用ポケット型			90dB以上の難聴に対応できる補聴器が必要な方
重度難聴用耳かけ型			
耳あな型レディメイド			身体上等の理由で、ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な方（オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な方）
耳あな型オーダーメイド			
骨導式ポケット型			伝音性・混合性難聴者であって、耳漏が著しい又は外耳閉塞症等を有する方で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な方
骨導式眼鏡型			
FM型（FM補聴システム）			教育上等の理由でFM型が必要な方（原則1個）
イヤーマールド			

①両耳装用が必要な理由及び具体的効果

（支給対象となる補聴器は原則1個です。両耳必要な場合は、該当する理由に○を記載の上、教育上等の理由、その効果を具体的に記載してください。）

	教育上の理由
	その他

()

②高度難聴用・重度難聴用・耳あな型・骨導式・FM型（FM補聴システム）が必要な理由及び具体的な効果

()

③その他、製作に当たっての留意点等

()

上記のとおり意見します。

年 月 日

所在地

医療機関名

医師氏名

印

- 1 意見書の記載は日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医に限る。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく支給等を優先して受けるよう取り扱うこととする。

様式第3号（第6条関係）

調 査 書

申請受理番号及び年月日		第 号 年 月 日			
保護者氏名		児童との続柄			
対象児童	氏名	生年月日		年 月 日	
	住所				
世帯員の状況	氏名	続柄	市町村民税課税状況等		備考
			課税状況	所得割	
			課税・非課税		
			課税・非課税		
			課税・非課税		
			課税・非課税		
			課税・非課税		
世帯区分	生活保護 ・ 市町村民税非課税世帯 ・ 一般 ・ 一定所得以上				
補聴器種別	基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
上記のとおり確認しました。					
年 月 日		調査者		印	

様式第4号（第7条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった難聴児補聴器購入費助成金については、静岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

支給番号	第 号	支給決定年月日	年 月 日
対象児童	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日
保護者氏名			児童との続柄
助成対象 補聴器			
補聴器業者	名称		
	所在地		
	電話番号		
見積額		利用者負担額	公費負担額
基準額			

様式第5号 (第7条関係)

難聴児補聴器購入費助成券

支給番号	第	号	助成決定年月日	年	月	日
対象児童	住所					
	氏名					
保護者氏名				続柄		
保護者居住地						
対象補聴器						
補聴器業者	名称					
	所在地					
見積額		利用者負担額		公費負担額		
基準額						
<p>上記のとおり交付決定を受けていますので、静岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の代理受領に係る補聴器業者の登録等に関する要綱に基づく登録を受けた事業者は、必要な手続をとってください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">静岡市長 氏 名 印</p>						
用具の受領	受領年月日	年 月 日				
	受領者氏名	(児童との関係)				

様式第6号（第8条関係）

難聴児補聴器購入中止届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

届出者 保護者氏名 ㊟

（対象児童との続柄）

電話番号

年 月 日付けで申請した難聴児補聴器について購入を中止したため、静岡市
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

1 中止理由

2 添付書類

様式第7号（第9条関係）

難聴児補聴器購入費助成事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
報告者 保護者氏名	
電話番号	

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた助成事業が完了したので、静岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補聴器を購入したことを証する書類
- (2) 代理受領方式を利用する場合にあつては、難聴児補聴器購入費助成券（受領者氏名欄に受領者の署名があるもの）

様式第8号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

難聴児補聴器購入費助成金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した助成金の交付について、次のとおり確定したので静岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第9号その1 (第11条関係)

(本人用)

年 月 日

請 求 書

(宛先) 静岡市長

住所

請求者

保護者氏名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号により確定の通知を受けた難聴児補聴器購入費助成金として、静岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第11条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目	口座番号							
金融機関コード		店舗コード		1 普通貯金								
				2 当座貯金								
				3 その他								
フリガナ												
口座名義人												

請 求 書

(宛先) 静岡市長

住所
助成事業者
保護者氏名
住所
請求者
(登録業者) 氏名
電話番号

法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ⑧

年 月 日付け 第 号により確定の通知を受けた難聴児補聴器購入費助成金として、静岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第11条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号						
金融機関コード	店舗コード	1 普通貯金							
		2 当座貯金							
		3 その他							
フリガナ									
口座名義人									

3 債権者情報の相手方番号

備考 市長に債権者登録申請書を提出している登録業者は、3の相手方番号を記入することに

より 2 の振込先口座に関する情報の記入を省略することができます。